議員提出第５号

放射能汚染水（ＡＬＰＳ処理水）の海洋放出の中止を求める意見書

吉川市議会会議規則第１３条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和　５年　９月２２日

提　出　者　　吉川市議会議員　　雪田　きよみ

賛　成　者　　吉川市議会議員　　遠藤　義法

〃　　飯島　正義

吉川市議会議長　　松﨑　誠　様

提　案　理　由　　口　頭

放射能汚染水（ＡＬＰＳ処理水）の海洋放出の中止を求める意見書

8 月 24 日午後、政府と東京電力（以下東電）は福島第一原子力発電所（以下福島第一原発）敷地内に貯留されている放射能汚染水（ＡＬＰＳ処理水）の海洋放出を開始しました。処理水に海水を混ぜ、トリチウム濃度を国の告示濃度限度（１リットル当たり６万ベクレル）の 40 分の１（同 1,500 ベクレル）未満に希釈し、全長約１キロの海底トンネルを通して海に放出するという内容です。

福島県漁業協同組合連合会（以下福島漁連）などの関係者は海洋放出に反対の姿勢を崩していません。また今年７月、全国知事会は処理水について「国内外の理解が十分に得られている状況にあるとは言えず、新たな風評を生じさせる懸念がある」との指摘を盛り込んだ政府への提言を議決しました。毎日新聞が８月 26・27 日に実施した全国世論調査でも、海洋放出に関して政府と東電の説明が十分かを尋ねたところ、「不十分だ」が 60％で、「十分だ」（26％）を大きく上回りました。汚染水の海洋放出に国民の理解が得られているとは言えない状況です。

また汚染水の海洋放出は中国世論に強い反対と不安を引き起こし、メディアでも連日中国の強い反応について繰り返し報じられています。韓国の世論調査でも、海や水産物の汚染が心配だと答えた人が 75％に上っています。

2015 年、政府と東電は福島県漁連と「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」と約束しました。しかし現状は、「関係者の理解なし」に海洋放出が実施されたと言わざるを得ません。政府と東電は福島漁連との約束をしっかりと守るべきです。

よって、放射能汚染水（ＡＬＰＳ処理水）の海洋放出をただちに中止するよう求めます。

令和５年９月 22 日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣
復興大臣
原子力規制委員会委員長